

令和4年度 第2回金沢市入札制度評価委員会の審議概要

開催日及び場所	令和4年8月29日(月) 金沢市第一本庁舎7階 第1委員会室		
委員 (委員数5名) (出席数5名)	委員長 米田 満(公認会計士) 委員 深田 宰史(金沢大学教授) 委員 本間 学(金沢大学准教授) 委員 西村 督(金沢工業大学教授) 委員 栗田 真人(弁護士)		
次第	1 開会 2 審議案件 (1) 工事等に係る入札・契約手続きの運用状況等について ア 令和4年4月1日から令和4年7月31日までに係る本市発注工事 及び工事関連委託業務の結果について イ 入札参加資格停止の運用状況及び談合情報への対応状況について (2) 工事成績評点の入札参加資格要件での活用について (3) 変動型最低制限価格制度の試行状況について (4) 委員があらかじめ抽出した案件に係る業者選考等の経緯について (令和4年4月1日から令和4年6月30日) 3 閉会		
抽出案件	5件		
工事	制約付き一般競争入札	2件	<ul style="list-style-type: none"> <li>せせらぎ歩道橋P2橋脚耐震補強工事</li> <li>令和4年度 元車雨水吐室機械設備撤去工事</li> </ul>
	随意契約	1件	<ul style="list-style-type: none"> <li>駅西福祉健康センター中央監視装置取替工事</li> </ul>
委託	随意契約	1件	<ul style="list-style-type: none"> <li>東長江町地内道路災害復旧工事に伴う詳細設計業務委託</li> </ul>
	指名競争入札	1件	<ul style="list-style-type: none"> <li>新共同調理場新築工事地質調査業務委託</li> </ul>
審議内容	別紙のとおり		
委員会による報告 又は意見の具申	令和4年度第1四半期の発注工事等に係る入札・契約手続きの運用については、適正に行われていると判断する。		

(お問合せ) 〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号  
 金沢市総務局監理課 工事契約係  
 電話:076-220-2101

委員からの意見は、概ね次のとおりであった。

工事及び委託業務の業者選考等が適正に行われていることを確認した。

今後とも国や県の動向を注視し、制度の検証を進めるとともに、随時適切に対応してほしい。

今年度から試行している変動型の最低制限価格制度について、引き続きその結果を注視し、検証を行ってほしい。

意見の詳細は、次のとおり。

質 疑 ・ 意 見	応 答
<p><b>1 変動型最低制限価格制度の試行状況について</b></p> <p>○ 最低制限価格がランダム係数によってどのように変動し算出されるのか、事業者には公開されているのか。また、ランダム係数が影響して不落となったケース、落札に至ったケースについて、事業者は検証できるのか。</p>	<p>・ 工事件数1件ごとに、ランダム係数がどのように決定され、最低制限価格が算出されるのかを公開している。したがって、個別の入札結果を確認し、従来制度と試行制度の結果の相違を比較することで、検証が可能である。</p>
<p><b>2 委員があらかじめ抽出した案件に係る業者選考等の経緯について</b></p> <p><b>せせらぎ歩道橋P2橋脚耐震補強工事</b></p> <p>○ 入札参加者が6者と少なく、土木工事の平均落札率と比較して高い落札率となっているが、原因として考えられることは何か。</p> <p><b>令和4年度 元車雨水吐室機械設備撤去工事</b></p> <p>○ 多くの事業者が入札参加可能であったにもかかわらず、1者のみの応札となり、高い落札率となった背景は。</p> <p><b>駅西福祉健康センター中央監視装置取替工事</b></p> <p>○ 随意契約の案件では一般的に落札率が高い傾向にあると理解しているが、本件では74.15%と極端に低くなっている。この要因について、考えられることは。</p> <p><b>東長江町地内道路災害復旧工事に伴う詳細設計業務委託</b></p> <p>○ 本業務は、「災害時における応急対策活動に関する協力協定書」に基づき、石川県建設コンサルタント協会から推薦された事業者と随意契約を行うとのことだが、協定書の内容や協会の推薦事業者決定プロセス、契約までの手順を教えてください。</p> <p><b>新共同調理場新築工事地質調査業務委託</b></p> <p>○ 応札した8者全者が1円単位で最低制限価格と同額で抽選となっているが、理由として考えられることは何か。</p>	<p>・ 本工事は橋脚の耐震補強を行うことから、入札参加資格要件として橋梁下部の築造工事や耐震補強工事の実績を求めており、参加事業者が限られたと考えられる。また、施工場所の沿線には店舗等が立ち並び、交通量も非常に多い幹線道路にある橋のため、施工にあたっては車道や歩道の通行制限を伴うほか、安全管理や周辺環境等に配慮が必要となるなどの制約が多いこともあり、受注意欲が高まらず、高落札率につながったと考えている。</p> <p>・ 本工事は、非常に狭い施設の内部において大型機械を分解し、さらにその上にある狭いマンホールから外部へ搬出するといった煩雑な作業を伴うものであるが、発注金額の概算額が比較的小規模であったこともあり、各社において受注意欲が高まらなかったものと推察している。</p> <p>一般的に随意契約の工事では、設計に際しては当該相手方から見積りを徴収することとなるため、事業者は予定価格を推測することが可能となり、高落札率となる傾向がある。一方で、見積りには、共通仮設費や現場管理費といったような間接経費や諸経費が含まれていないことや、随意契約では予定価格が非公開ということもあり、その部分で金額に差が出たものと考えられる。</p> <p>・ 協定書は平成27年1月より締結しているが、近年、働き方改革として労働環境の整備が進められる中において、コンサルタント業界も人員スリム化などに取り組んでいることから、災害発生時に業務が輻輳すると、国や県の業務と重複することとなり、結果、市から依頼しても業務を引き受けてもらえない状況にあった。このため、石川県建設コンサルタント協会に窓口を一本化し、業務委託先を円滑に決定できるよう、令和2年3月に締結し直したものである。</p> <p>協定では、協力者の能力・体制等について協会の意見を聴いた上で、協会に登録された協力者の中から業務可能な者を決定する旨が規定されている。</p> <p>発災時にはこの協定に基づき契約することとなるが、必要に応じ、本市の契約審査機関である入札契約手続審査委員会に諮るほか、設計書の作成・予定価格の設定を経て、事業者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内であれば契約締結に至ることとなる。</p> <p>・ 今回の業務については、見積りが必要な単価や特殊な単価の使用はなく、既に公開されている積算基準を基に最低制限価格を算出することができるほか、以前から地質事業者は受注意欲が高く、最低制限価格で競う傾向があることから、今回、1円単位での積算精度の高い応札になったものと考えている。</p>